

赤穂市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者から名称及び所在地変更の届出があったので、同条第4項及び赤穂市財務規則（昭和39年赤穂市規則第6号）第46条の3第3項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年11月26日

赤穂市長　牟禮正稔

記

1 届出があった指定納付受託者の変更前の名称及び所在地

ソニーペイメントサービス株式会社

東京都港区高輪1-3-13 NBF高輪ビル6F

2 指定納付受託者に納付させる歳入

赤穂ふるさとづくり寄付金

3 変更後の名称及び所在地

S P. L I N K S 株式会社

東京都港区芝浦三丁目1-1 田町ステーションタワーN19F

4 変更をする日

令和7年12月1日